

付 議 第 1 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年 8 月教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「高等学校課」を「高等学校課、高等学校振興課」に改め、「、新図書館整備課」を削り、同条第2項中「、再編振興室」を削る。

第13条第1号及び第9号中「この条において」を削り、同条第18号を削り、同条第19号中「県立高校の学科改編並びに」を削り、同号を同条第18号とし、同条中第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号を第20号とし、第23号を第21号とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（高等学校振興課）

第13条の2 高等学校振興課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県立高校の再編及び振興に関すること。
- (2) 県立高校の学科改編に関すること。
- (3) 県立中学校及び県立高校の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。

第14条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第18号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

- (18) 高知県立図書館に関すること。

第15条の2を削る。

第22条中「企画調整部」を「総務企画部、次世代型教育推進部」に改める。

第23条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「企画調整部」を「総務企画部」に改め、第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

2 次世代型教育推進部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関すること。
- (2) 教職員並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の研修に関する企画及び調整に関すること。
- (3) 教育に関する専門的・技術的事項の調査研究の企画及び調整に関すること。

- (4) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。
- (5) 遠隔教育及び情報教育の在り方に関する調査研究及び指導に関すること。
- (6) 教職員の人材育成のための学校組織の在り方に関すること。
- (7) 教育職員の資質・指導力向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育センターの事業に関すること（所内の他の部の主管に属するものを除く。）。

第38条第1項の表高等学校課再編振興室の項を削る。

第39条第1項の表教育センターの項中「次長」を「次長 企画監」に改める。

第40条の表高知県立図書館協議会の項中「新図書館整備課」を「生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

平成 31 年度の組織改正による、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づく各校の魅力化の推進や安心安全な教育環境の整備を着実に進めるための「高等学校振興課」の新設、オーテピア高知図書館整備等業務の終了による「新図書館整備課」の廃止などに伴い、必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

第2章 事務局

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(課及びその内部組織)

(課及びその内部組織)

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、高等学校振興課、特別支援教育課、生涯学習課_____、文化財課、保健体育課及び人権教育課を置く。

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、新図書館整備課、文化財課、保健体育課及び人権教育課を置く。

2 高等学校課の内部組織として_____、全国高等学校総合文化祭推進室及び学校支援チームを置く。

2 高等学校課の内部組織として、再編振興室、全国高等学校総合文化祭推進室及び学校支援チームを置く。

第2節 分掌事務

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

第1款 課の分掌事務

(高等学校課)

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立の高等学校(以下_____「県立高校」という。)及び市町村立の高等学校(定時制の課程に限る。次号において「市町村立学校」という。)の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(1) 県立の高等学校(以下この条において「県立高校」という。)及び市町村立の高等学校(定時制の課程に限る。次号において「市町村立学校」という。)の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2)～(8) 略

(2)～(8) 略

(9) 県立の中学校(以下_____「県立中学校」という。)及び県立高校の入学者の選抜に関すること。

(9) 県立の中学校(以下この条において「県立中学校」という。)及び県立高校の入学者の選抜に関すること。

(10)～(17) 略

(10)～(17) 略

(18) _____県立中学校及び県立高校の入学定員に

(18) 県立高校の再編及び振興に関すること。

(19) 県立高校の学科改編並びに県立中学校及び県立高校の入学定員に

関すること。

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(高等学校振興課)

第 13 条の 2 高等学校振興課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立高校の再編及び振興に関すること。

(2) 県立高校の学科改編に関すること。

(3) 県立中学校及び県立高校の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。

(特別支援教育課)

第 14 条 特別支援教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(生涯学習課)

第 15 条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(17) 略

(18) 高知県立図書館に関すること。

(19) 略

関すること。

(20) 県立中学校及び県立高校の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(特別支援教育課)

第 14 条 特別支援教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 高知県立特別支援学校自活訓練棟に関すること。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(生涯学習課)

第 15 条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(17) 略

(18) 略

(新図書館整備課)

第 15 条の 2 新図書館整備課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

第3章 教育機関

第1節 教育センター

(内部組織)

第22条 教育センターの内部組織として、総務企画部、次世代型教育推進部、教職研修部及び学校支援部を置く。

(事務分掌)

第23条 総務企画部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

2 次世代型教育推進部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関すること。

(2) 教職員並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の研修に関する企画及び調整に関すること。

(3) 教育に関する専門的・技術的事項の調査研究の企画及び調整に関すること。

(1) 新図書館等の整備に関すること。

(2) 高知県立図書館に関すること。

第3章 教育機関

第1節 教育センター

(内部組織)

第22条 教育センターの内部組織として、企画調整部、教職研修部及び学校支援部を置く。

(事務分掌)

第23条 企画調整部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関すること。

(4) 教職員並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の研修に関する企画及び調整に関すること。

(5) 略

(6) 教育に関する専門的・技術的事項の調査研究の企画及び調整に関すること。

(7) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、所内の他の部の所管に属しない事務の処理に関すること。

- (4) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。
- (5) 遠隔教育及び情報教育の在り方に関する調査研究及び指導に関すること。
- (6) 教職員の人材育成のための学校組織の在り方に関すること。
- (7) 教育職員の資質・指導力向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育センターの事業に関すること(所内の他の部の主管に属するものを除く。)

3 略

4 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

第6章 職制

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	職員
略	略
高等学校課	企画監
高等学校課全国高等学校総合文化祭推進室	室長

2 略

3 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員の資質・指導力向上に関すること。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

第6章 職制

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	職員
略	略
高等学校課	企画監
高等学校課再編振興室	室長
高等学校課全国高等学校総合文化祭推進室	室長

略	略
---	---

2 略

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	職員
教育センター	所長 次長 企画監 部長 チーフ
略	略

2 略

第 7 章 附属機関

(附属機関)

第 40 条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとする。

名称	担当事務	所管課
略	略	略
高知県立図書館協議会	図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 2 項の規定による図書館の運営に関する館長に対する建議及び図書館が行う図書館奉仕に関する館長に対する意見陳述に関する事務	生涯学習課

略	略
---	---

2 略

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	職員
教育センター	所長 次長 部長 チーフ
略	略

2 略

第 7 章 附属機関

(附属機関)

第 40 条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとする。

名称	担当事務	所管課
略	略	略
高知県立図書館協議会	図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 2 項の規定による図書館の運営に関する館長に対する建議及び図書館が行う図書館奉仕に関する館長に対する意見陳述に関する事務	新図書館整備課